

## 長久手市可燃ごみ及びプラスチック製容器包装収集運搬業務（②・③地区） 実施要領

長久手市可燃ごみ及びプラスチック製容器包装収集運搬業務（②・③地区）の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

### 第1 目的

長久手市民が指定日に指定場所へ出す可燃ごみ及びプラスチック製容器包装を適正に収集し、各処理施設へ運搬する。

### 第2 業務概要

#### 1 業務名

長久手市可燃ごみ及びプラスチック製容器包装収集運搬業務（②・③地区）

#### 2 業務内容

別紙「長久手市可燃ごみ及びプラスチック製容器包装収集運搬業務（②・③地区）概要書」のとおり

#### 3 履行期間 令和5年7月1日から令和8年6月30日まで

#### 4 予算概要等

この業務に係る予算は239,127,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）と予定していることから、業務委託料の積算にあつては、予算の範囲内とすること。

(1) 令和5年度：59,782,000円

(2) 令和6年度：79,709,000円

(3) 令和7年度：79,709,000円

(4) 令和8年度：19,927,000円

ただし、この業務に係る次年度以降の予算が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による業務の執行は行わないこととする。また、予算案の減額があった場合には、仕様等を変更することがある。なお、このことにより、プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあつても、市はその損害について一切負担しない。

### 第3 契約担当部局

〒480-1196

長久手市岩作城の内60番地1

長久手市くらし文化部環境課ごみ減量推進係

電話 0561-56-0612

FAX 0561-63-2100

e-mail kankyo@nagakute.aichi.jp

#### 第4 参加資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、参加表明書提出時において次の要件を全て満たした者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 長久手市入札参加資格において長久手市入札参加資格者名簿（03-01建物等各種施設管理）に登載されている者であること。
- (3) 「長久手市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月25日付け長久手市長・長久手市教育委員会教育長・愛知県愛知警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (4) 長久手市指名停止取扱要領に基づく指名停止措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (7) 過去5年以内（平成29年度以降）において、本市または他自治体において、本業務と類似した業務の元請として受託実績を有する者であること。
- (8) 主として業務を行う事業所の所在地が、長久手市役所まで1時間以内に到着できる場所にあること。

#### 第5 参加表明手続

##### 1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

##### (1) 提出書類

参加表明書（様式1）

(2) 提出期限 令和4年11月18日（金）午後5時まで

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法 持参に限る。

（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）

##### 2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認

市は第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、参加資格を有しない場合に限り令和4年11月25日（金）までに通知する。

(2) 参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和4年11月30日（水）までの休日を除く、午前8時30分から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参に限る。

（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(3) (2)の説明を求められたとき、市は、令和4年12月6日（火）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

## 第6 説明会

説明会は実施しない。

## 第7 企画提案書作成要領

参加表明書を提出した者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

### 1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

- (1) 本市が現在行っている業務を更に効率化する提案や市民サービスの向上等についての提案
- (2) 地球温暖化対策等カーボンニュートラルを図るための提案

### 2 提出書類

企画提案の提出は、次の定めるところにより提出すること。

- (1) 企画提案書（任意様式）：原本1部、写し6部
- (2) 事業者概要（様式2）：原本1部、写し6部
- (3) 業務実績確認書（様式3）：原本1部、写し6部
- (4) 配置予定技術者実績及び業務実施体制確認書（様式4）：原本1部、写し6部
- (5) 見積書（任意様式）：原本1部
- (6) その他必要な書類：原本1部、写し6部

### 3 作成上の注意事項

- (1) 企画提案書の様式規格はA4規格・縦（A3規格の折込可）とし、14ページ以内で文字サイズは11ポイント以上とし、団体名・ロゴ等参加者が特定できるような情報を表示しないこと。

- (2) 内容については、以下の項目を記載すること。
- ア 業務の基本的な考え方について
  - イ 業務プロセス及び支援体制について
  - ウ 各業務の支援内容及び提案内容
  - エ 独自提案
  - オ 提出書類は2穴綴じの簡易な閉じ方とし、留め金具やプラスチックは使用しないこと。
- (3) 見積書の金額は、経費ごとに金額の明細を記載し、消費税等を含んだ金額とすること。

#### 4 提出方法等

- (1) 提出期限 令和4年12月2日（金）午後5時まで
- (2) 提出場所 第3に同じ。
- (3) 提出方法 持参に限る。  
(郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。)

#### 5 辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式5）を提出すること。

#### 6 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、長久手市情報公開条例（平成13年長久手市条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

#### 第8 質疑応答等

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり提出すること。
  - ア 提出書類 質問書（様式6）
  - イ 提出期間 令和4年11月18日（金）まで
  - ウ 提出場所 第3に同じ。
  - エ 提出方法 電話連絡の上、電子メールにより提出すること。
- (2) 質問の回答は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答するものとする。また、併せて、長久手市公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。

## 第9 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 第10 企画提案の審査方法及び評価基準

### 1 選定委員会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、長久手市可燃ごみ及びプラスチック製容器包装収集運搬業務（②・③地区）プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

### 2 プレゼンテーション等の実施

選定委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。なお、企画提案者が3者以上の場合は、企画提案書の審査を事前に行い、選定委員会において選定された者についてのみプレゼンテーション等を行う。

#### (1) 実施方法

- ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明15分、質疑10分の計25分とする。
- イ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて2名までとする。
- エ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

#### (2) 実施日時及び場所

令和4年12月13日（火）の実施を予定。なお、実施する時間・場所等の詳細は、事前審査実施の有無及び事前審査を行った場合の審査結果に併せて通知する。

### 3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

### 4 受託候補者の特定

- (1) 評価は、長久手市可燃ごみ及びプラスチック製容器包装収集運搬業務（②・③地区）プロポーザル選定委員会で行う。審査方法は、企画提案書等の書類、プレゼンテーションについて予め定めた評価基準及び配点に基づいて評価を行う。

- (2) 委員1名あたり100点満点、合計300点満点で、各審査委員の採点の合計点が最も高い者を最優秀提案事業者に決定し、本業務の受託候補者とする。  
なお、各委員の採点の合計点で70点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から最優秀提案事業者を決定する。
- (3) 各委員の採点の合計点が同点となった場合は、見積書の金額が低い者を最優秀提案事業者とする。

## 5 審査結果の通知

- (1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。
  - ア 受託候補者名
  - イ 評価点数
  - ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨
  - エ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求められることができる旨
- (2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求められることができる。
  - ア 提出期間 (1)の通知があつた日から7日以内までの休日を除く、午前8時30分から午後5時まで
  - イ 提出場所 第3に同じ
  - ウ 提出方法 持参に限る。  
(郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。)
- (3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和4年12月26日（月）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

## 6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点数
- (3) 受託候補者の特定理由
- (4) 審査の経過及び審査員

## 第11 契約に関する基本事項

### 1 契約の締結

受託予定者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。

### 2 契約保証金

免除する。

- 3 契約書作成の要否  
要する。
- 4 支払条件  
後払いとする。

#### 第12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

| 実施内容             | 実施期間又は期日                          |
|------------------|-----------------------------------|
| プロポーザル実施要領の公表    | 令和4年11月8日（火）                      |
| 参加表明書の提出         | 令和4年11月8日（火）から<br>令和4年11月18日（金）まで |
| 質問書の提出期限         | 令和4年11月18日（金）まで                   |
| 参加資格要件確認結果通知     | 令和4年11月25日（金）予定                   |
| 企画提案書提出期限        | 令和4年12月2日（金）まで                    |
| プレゼンテーション及びヒアリング | 令和4年12月13日（火）予定                   |
| 審査結果の通知          | 令和4年12月16日（金）予定                   |
| 契約締結             | 令和5年1月上旬予定                        |

#### 第13 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。